

官民連携 暑さ対策シンポジウム2025

教育現場における熱中症対策について

主催:  熱中症予防声かけプロジェクト
～ひと涼みしよう～ since2011

共催:  港区
MINATO CITY

後援:  環境省
Ministry of the Environment

 文部科学省

 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

令和 7 年 5 月 2 0 日

教育現場における熱中症対策について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省の主な取組

- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
(令和3年5月 環境省・文部科学省)

※気候変動適応法等の改正など踏まえ、令和6年4月に追補版を作成

- 毎年2回、全国の教育委員会等に対する通知の発出
(GW前後と夏休み明け前)

※今年度も、5月8日(木)に通知を発出したところ。

主な内容

- 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
- 学校施設の空調設備を適切に活用すること。特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- 登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること
(通気性・透湿性の悪い服装等を避ける、適切に水分・塩分を補給し休憩をとる、
不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出る など)

→教職員による「安全管理」のみならず、子供たち自身が自分の身を守る「安全教育」も重要。

学校における熱中症対策の状況

	熱中症の発生予防・対応 の全職員への周知	暑さ指数（WBGT）を参考に した活動の判断	学校行事や授業内容 の実施時期の検討	夏季休業日の延長、 臨時休業日の設定等	児童生徒等への指導 の徹底	水筒を持たせ、水分補 給の推奨	エアコンや扇風機の 設置	熱中症発生時の備え ・教職員向け研修	その他
今回	90.2%	93.6%	85.3%	13.0%	94.8%		98.1%	47.8%	0.9%
前回	87.4%	85.7%	25.0%	2.6%	82.4%	96.8%	94.7%	37.0%	3.7%

←

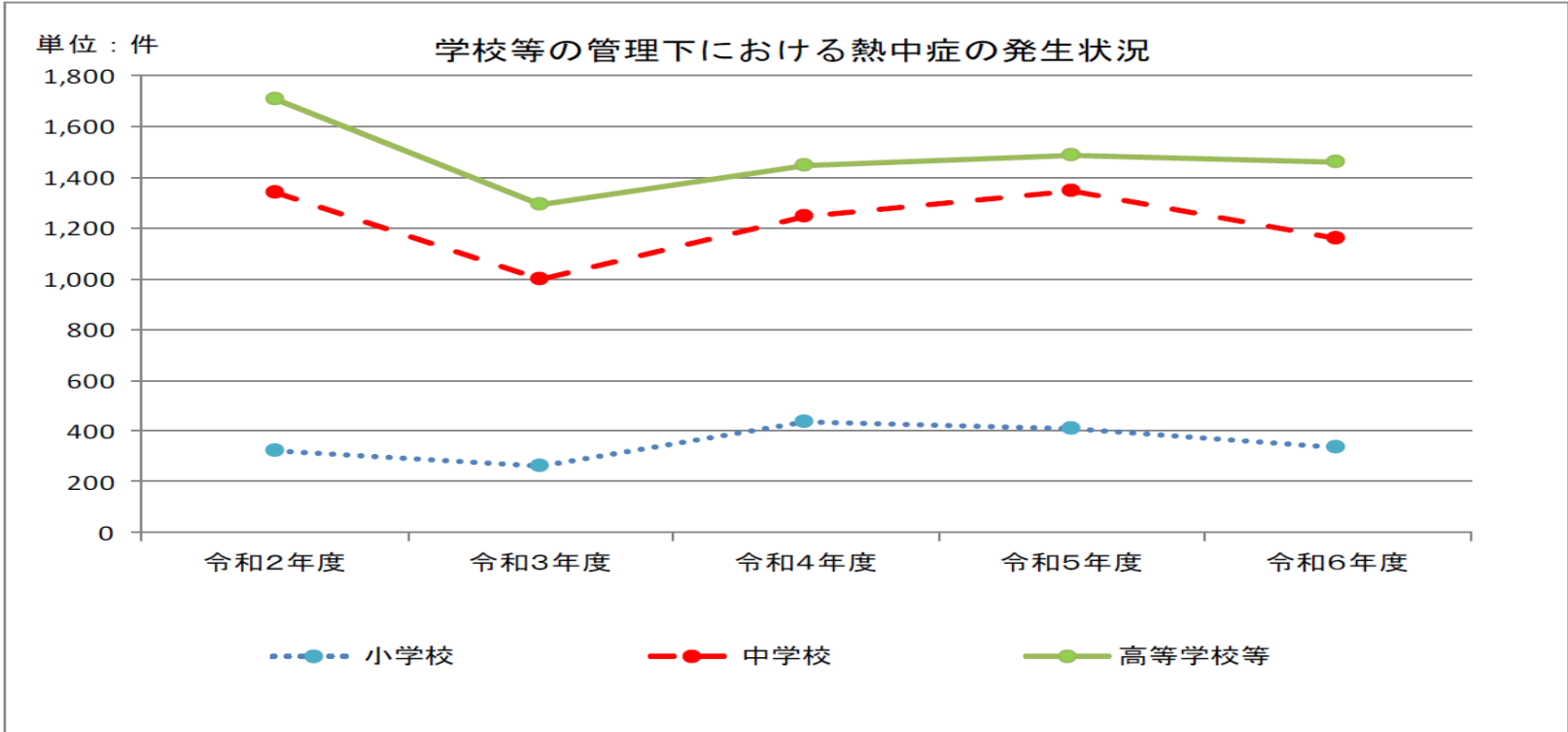
（文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査結果（令和5年度実績）」※今回は令和5年度実績、前は令和3年度実績）←

学校等の管理下における熱中症の発生状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	324	264	436	408	339
中学校	1,338	996	1,248	1,343	1,161
高等学校等	1,709	1,289	1,444	1,489	1,460
計	3,371	2,549	3,128	3,240	2,960

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和6年度は速報値)



参考資料

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（追補版）に収録する チェックリスト

（１）日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温 30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

（２）児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する（運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

（３）活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する